

令和6年第4回大玉村議会臨時会会議録

第1日 令和6年10月21日（月曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 館下憲一	2番 渡邊初治	3番 菅原貴子
4番 渡邊啓子	5番 斎藤信一	6番 松本昇
7番 本多保夫	8番 佐原佐百合	9番 鈴木康広
10番 須藤軍蔵	11番 武田悦子	12番 押山義則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長 押山利一	副村長 武田正男
教育長 渡辺敏弘	総務部長兼総務課長 押山正弘
産業建設部長 菅野昭裕	政策推進課長 鈴木真一
建設課長 杉原仁	教育総務課長 橋本哲夫
生涯学習課長 渡辺雅彦	

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案の一括上程

提案理由の説明

議案審議

質疑・討論・採決

議案第71号 令和6年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて

議案第72号 令和6年度大玉村一般会計補正予算について

議案第73号 財産の取得について（追認）

議案第74号 財産の取得について（追認）

議案第75号 財産の取得について（追認）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、牧野敏雄

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） 皆さん、改めましてこんにちは。

令和6年第4回10月臨時会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、令和6年第4回大玉村議会臨時会を開会いたします。

（午後1時30分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番武田悦子君、1番館下憲一君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。10番。

○議会運営委員長（須藤軍蔵） ご苦労さまでございます。

本臨時会の会期日程等について、去る10月16日午前8時30分より、第2委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下ご報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び議事日程等について、次のように決定いたしました。

本臨時会に提出される事件は、村長提出の議案5件で、その内容は、専決処分の承認案件1件、補正予算案件1件、財産の取得案件3件、合わせて5件であります。

よって、会期につきましては本日1日間と決定いたしました。

なお、審議日程につきましては、本日10月21日、本会議、議案の一括上程、提案理由の説明、議案審議という日程で行います。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

○議長（押山義則） ただいま議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては、議会運営委員会委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会における諸般の報告は、説明員の報告についてであります。

内容につきましては、配付をもって報告に代えさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第4、議案第71号から議案第75号までを一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（三瓶隆弘） 別紙議案書により朗読。

○議長（押山義則） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第5、村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 第4回大玉村議会臨時会を開催いたしますところ、議員各位にはご苦労さまでございます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

本臨時会における提出議案は、専決処分1件、補正予算案1件、追認議案3件、合わせて5件であります。

それでは、議案第71号、令和6年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

専決処分の予算書のほうをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、衆議院が解散されたことによる衆議院議員総選挙の執行に伴い、速やかに選挙執行経費を予算化し、所要の措置を講じるため、令和6年10月9日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

補正予算書1ページをお開き願います。

補正予算第4号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ739万9,000円を追加し、予算の総額を50億3,968万3,000円とするものであります。

それでは、歳出よりご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

款2総務費の選挙費、衆議院議員総選挙費は739万9,000円の補正計上であります。

これは、投・開票管理者等の報酬で56万7,000円、職員時間外勤務手当で327万2,000円、消耗品等の需用費で79万9,000円、ポスター掲示場設置や電算処理等の委託料で145万1,000円など、選挙執行に要する経費の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

款16県支出金の総務費委託金は、衆議院議員総選挙執行に要する交付金739万9,000円の補正計上であります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第

3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

それでは、議案第72号、令和6年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、今後見込まれる事務事業に対応する予算の編成を行ったところであります。

それでは、予算書によりご説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

補正予算第5号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,000万円を追加し、予算の総額を51億5,968万3,000円とするものであります。

また、補正予算第2条は、3ページに掲載の第2表のとおり、地方債の補正であります。

それでは、補正予算の主な内容について、歳出からご説明を申し上げます。

10ページをお開き願います。

款2総務費の文書広報費は、事項③情報発信に要する経費において、本年12月から採用予定の情報発信を担当する地域おこし協力隊1名分の経費として144万2,000円の補正計上であります。

款8土木費の都市計画総務費は、都市計画の管理事務に要する経費において、仮称大玉スマートインターチェンジ設置検討業務委託料2,600万円を含め、合わせて4,238万7,000円の補正計上であります。

下段の款10教育費の体育施設費は、事項①体育館・運動場の管理に要する経費において、村民体育館屋根改修工事費6,800万円を含め、合わせて6,950万円の補正計上であります。

12ページをお開き願います。

款11災害復旧費は、農地農業施設災害復旧費で36万3,000円、林業施設災害復旧費で74万円、土木施設災害復旧費で291万円を補正計上し、8月の台風及び豪雨に伴う被災箇所機能回復を行うものであります。

款14予備費は、調整財源として265万8,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入について申し上げます。

8ページをお開き願います。

款19繰入金金は、財政調整基金とりくずしで5,000万円、村民体育館屋根改修工事費等に充当する公共施設整備基金とりくずしで1,750万円の補正計上であります。

款22村債の教育費も、村民体育館屋根改修工事費等に充当となる5,250万円の補正計上であります。

以上、大玉村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第73号、議案書のほうをお開き願います。

5ページになりますね。

議案第73号、財産の取得について（追認）。

本案につきましては、平成27年4月1日に契約し、取得した大玉村立小学校教師用指導書において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、予定価格700万円以上の財産については議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに買入れを行ったため、同条の規定により追認の議決を求めるものであります。

このことにつきましては、教師用指導図書は1冊当たり少額であり、予算も需用費、消耗品費での契約、支出となるため、地方自治法施行令及び本村条例に定める700万円以上の財産の買入れの対象外と判断し執行したものであります。

以後、このような事案に対しては慎重な判断、協議を重ね対処してまいります。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

次に、議案第74号、財産の取得について（追認）。

本案につきましても同様に、令和2年3月23日に契約し、取得した大玉村立小学校教師用指導書において、前議案と同様に追認の議決を求めるものであります。

次に、議案第75号、財産の取得について（追認）。

本案につきましても、令和6年3月18日に契約し、取得した大玉村立小学校教師用指導書において、議案第73号と同様に、追認の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（押山義則） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第6、議案第71号「令和6年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第71号の採決をいたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第7、議案第72号「令和6年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。7番。

○7番（本多保夫） 11ページ、工事請負費なんです、村民体育館の屋根改修工事ということなのですが、今現在の状況と、あと改修ということは、どのように改修するのか。6,800万円という大金でございますので、事詳しく説明をお願いします。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 7番議員さんにお答えいたします。

11ページ下段の村民体育館屋根改修工事の業務委託料、工事費についてでございます。

現状につきましては、かなり全体的にさび等傷みが激しい状態でございます。特に東側におきましては、神社の林がございまして、そちらの枝が当たってしまっており、あと落ち葉の影響もあり、穴が空いたり、剥がれ等も起きているような現状でございます。

工事につきましては、そちらのほうに、カバー工法といまして、そっくり屋根をかぶせる工法ということで、今回、見積書を作成していただいて、そちらの工事で進めるようにということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 7番。

○7番（本多保夫） ありがとうございます。

屋根をかけるという、また今現在雨が降ったりなんかして大変だということで屋根をかけるということなのでしょうけれども、屋根をかけないと雨漏りを防ぐことができないのか、例えば塗装とか何かでカバーすることができないのか。いずれにしろ、地震の影響で、何年か後には恐らく新築するようになるかと思えます。今のこの発展している世の中において、屋根をかけないと雨漏りを防ぐことができないのか、その辺をどのように判断したのかお伺いします。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 7番議員さんに再度お答えいたします。

現状は今、答弁したとおりなんですけれども、さび等も本当に全体的に激しくひどい状況でございます。塗装によるさび、雨漏りの補修につきましては、やはり屋根の傷みがあまりにもひどいので、そちらの工法についてはちょっと向かないかなと。

あと、防水シートによる雨漏り等を防ぐ工法もございますけれども、こちらにつきましても、やはり東側部分は主に剥がれてしまったり穴が空いているような状況もございまして、そちらに関しても大変厳しいものがあるのではないかとということでございました。

ふき替えなんていうこともありますけれども、ふき替えにしますと、今度は体育館が使用できない状況が長く続きますし、現在ある屋根を剥がした段階で処理費用もかかってまいりますので、そちらに関してはやはり莫大なお金がかかってしまうということで、屋根はそのままにしておいて、今回のカバー工法ということで、そっくり屋根をかぶせる工法が一番効果的ではないかということで判断させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。5番。

○5番（斎藤信一） 今回の質問なんですけれども、11ページ、村民体育館の屋根関係だったのですけれども、私、知り合いの塗装屋さんのほうにそんなお話、ちょっとさせてもらって、どんなやり方あるのかなんていうことでお話しさせてもらったんですけれども、そうしたら、ドローンのほう飛ばして状況のほうは観察させていただきました。結論としては、今の新しい素材で補修テープみたいな素材があるのですけれども、そういうものでも穴とか腐食している部分に対応できると。

何が言いたいかという、結構な金額だと思います。あの体育館自体、床面が多分ゆがんでいて、公式戦とかが半分はできないような状態というんですか、体育館自体もとても建ってからだいぶたっているということで、今の体育館ではない、それは皆さんもご存じだと思うんですけれども、この大きな予算をかけて今回直すというのは大変いいことだとは思いますが、もうちょっと違うやり方とか調査とか研究はできなかったのかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 5番議員さんにお答えいたします。

工法につきましては、塗装改修だったり、あと防水改修に関しましてはウレタン改修であったりシート防水であったり、あと最近ではリベットルーフなんていう改修方法もあるようでございます。

ただ、いずれにせよ全体的に確かに傷みが激しいということで、シートという工法もございすけれども、耐久性や長寿命化の件を考えますと、新築に至るまでにどれだけ耐久性があるのかということも不安な材料もございすので、今回は長寿命化等も考えまして、カバー工法ということで考えさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

実際、具体的にどのぐらいの延命とか長寿命化を考えているのかお聞かせください。

それと、体育館自体、皆さんも分かると思うんですけれども、駐車場もないですし、中のつくりですか、コンセントとかもない、大分昔の設計だとは思いますが、そういうところも踏まえた上での、今後、屋根が雨漏りしては大変だとは思いますが、こういう金額をかけてやっていくということで、その辺の見解も聞かせてください。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 5番さんに、改めて回答いたします。

長寿命化につきましては、一応私どものほうの考えでは令和11年度ぐらいには新築なんということも想定はしておりましたけれども、スマートインターチェンジの件であったり、ほかの事業にもやはり大きな予算がかかってしまうところもございす。

一応、要望としては11年度ということで計画は立てておりましたけれども、それが11年度に本当に新築できるのかというところは不透明なところもございますし、そうしたことを考えますと、やはり長い期間ちょっと耐久できるようなものと考えますと、こちらのカバー工法というものが一番妥当であるというふうに考えてございます。

駐車場やコンセントにつきましても、確かに今の体育館、新しい形の体育館に比べれば使い勝手が悪いというところもあるかもしれませんが、ただそういった部分につきましても、延長コード等で対応しながら今現在使用されているところがございます。駐車場につきましても、向かい側の県道沿いの牧草地を借り上げしまして今現在使用しておりますので、確かに何チームも集まって試合だ大会だとなると、やはりその辺は狭い部分もあるかもしれませんが、それはこちら側がどこかの体育館に練習試合等、大会等行く場合でも、そういう現状は見られますので、その辺はこちらに対戦に来る各チームの方々に、節車の協力等呼びかけまして、なるべく少ない台数で来ていただくような呼びかけ等も各スポーツ少年団等に行っていたきながら、対応していければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。いろいろ承知しました。

体育館周りの、ちょっと話ずれるかもしれないですけども、牧草畑とかやっている方も、こういうところもそのうち体育館とかで使ってもらえるのかななんて話とかも聞いたりしています。

やっぱり、施設自体かなり古いので、建て替え、どうせという言い方はおかしいんですけども、しっかりしたものを造る、前、一般質問とかでお伺いしたときもそういう回答があったと思うんですけども、その辺も踏まえて有効な予算活用というのですか、調査研究をしっかりしてもらって、7,000万円近くかかる予算、6,800万ついていますけれども、6,800万円が妥当になるような使い方してもらえば全然問題はないと思うんですけども、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 5番議員さんに改めてお答えいたします。

予算につきましては適正に、設計業者さんとも協議しながら、あと周りの環境だったり、今後の新築の状況だったりということも想定しながら、有効に活用させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） 今、それぞれ説明をいただきました。

長寿命化については、はっきりしたここまでもたせたいという具体的な年度というのですか、そういうのを持っていらっしゃるのかどうかを改めて聞きたいと思うのですが、令和11年に予定をしていたけれども、そこは不透明であるというのはすごく

どうなんだろうと思うんですね。今現在、床もなかなか波打っているような状態というのがあるとすれば、そこら辺も含めて、長寿命化をどのように捉えていらっしゃるのか。村民、特に子どもたちが使う施設ですので、優先順位は高いと思うんですね。その辺を村全体として、この施設の整備計画というのの中に、どの辺に位置づけているのかというのもお聞きしたいと思います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

9月議会でも一定程度のご質問をいただいて、答弁をさせていただいてきました。

そこで、今回補正予算に計上させていただきましたのは、やはり前から状況をお伝えしておりますとおり、大雨が降った場合については、雨漏りでフロアのほうに水が落ちてきてしまうという緊急の対処という形で、今回計上させていただきました。

ただ、それにつきましても、すぐまた新築ということにはまいりませんので、これにつきましても、前から申し上げておりますとおり、基本的には公共施設は今あるものを修繕を重ねて大切にに使わせていただきたいというのが私たちの気持ちでございます。これは、やはり新築となりますと、今回の体育館のような大型のものにつきましても、やはり15億から20億の間当然かかってまいります。今後の物価変動によりましても、かなりの高額になる可能性も出てまいります。

したがって、目標年度は11年度というふうに私どものほうで設定をさせていただきましたが、先ほど課長が申し上げましたとおり、修繕による延命化、これについてやはり5年から7年、そのぐらいのスパンでは延命化が図られるのではないかというふうにはもくろんでおりますけれども、これはやはり使用状況に応じましても、目標より若干、1年遅れたとしましても、一定程度の更新というのは必要になってまいるかと思っております。

それにつきましても、やはり財源というのが大切なものでございますので、今後の執行残といいますか繰越金、そういったものをきちんと基金のほうに積立てを進めさせていただきながら、一定の財源を確保、さらに国・県のこういった貴重な財源を掘り起こしまして、少しでも一般財源の投入がないような形で、少ないような形で、さらに検討は進めさせていただく考えでおります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） そうすると、令和11年に予定していたけれども、それよりまた先、五、六年は今の体育館で我慢をしていただくという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

現在の体育館につきましても、昭和60年、西暦にしますと1985年の完成でございます。鉄筋コンクリート、こういった施設につきましても、おおよそ50年の耐用年数というふうに言われておりますけれども、基本的には耐用年数の範囲内での新築更新ということを想定しているところでございます。昭和ですから、三十数年たっ

ていますね……39年。その範囲内では、やはり最低限の更新は必要になってくるかと思えます。

今、議員さんおっしゃられたとおり、当初の計画で令和11年というふうに設定をさせていただきました。その後はやはり二、三年、最低でもそのぐらいは後年度にいくかも分かりませんが、今後、いろんなLED化等もすぐ、直近の議会から予算化をさせていただきたいとは思っておりますので、そういった事業もございます。

今回の体育館に関しましては、取りあえずは一旦延命化のための屋根の改修を優先させていただきまして、今後きちっと財政措置をした上で、更新計画のほうは定めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。1番。

○1番（館下憲一） 今、体育館の関係でもろもろ質問がありました。私も一般質問等でいろいろお聞きしましたが、今回、工事費と管理委託業務費で上がっているんですが、設計の関係をどのようにしたのかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 1番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の設計業務委託料関係でございますけれども、これにつきましては、今回工事費関係の予算、あとは工事監理の予算のほうを計上させていただいております。これにつきましては、議決をいただきました後、速やかに予算の執行に入りたいという考えがございました。このために、設計料関係につきましては事前に予備費を投入させていただきまして、それによりまして執行をさせていただく考えでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） 通常は設計をやって、金額幾らというのが手順だと思うので、今回ちょっと載っていないのでお聞きしたんですが、設計の中で、先ほど言ったような延命する年数とか、ある程度長くなればなるほど、今、年数でいうとまだ39年しかたっていないので、50年というのと11年間もつというような単純計算でいくんですけども、そういう長くというわけにも多分いかないと思うんです。

一般質問でも言ったとおり、夏は物すごく暑くて、冷房もないような体育館で子どもたちがスポ少をやらなきゃならないというのは、よそに比べると、せっかく子育て支援をやっている村であるので、そういった部分についてもしっかりサポートしていかなくちゃならないのかなと思えます。

今言った設計については、予備費でやるのであれば中身をしっかり検討して、塗装でもし10年、15年くらいもつのであれば、金額はある程度、議会のほうとしても安くすむのであれば、その分を新築のほうに回してもらいたいという考えで皆さん質問していると思うので、それを酌み取っていただいて設計のほうでもきちっと対応できるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 1 番議員さんにお答えいたします。

体育館改修工事につきましては、設計のほうを設計業者さんと十分と打合せしながら、現状を把握しながら、現場に応じてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） ありがとうございます。

設計きちっとやって金額出していただいて、こういう方向だということをお願いいただければ間違いのないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 7 2 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 8、議案第 7 3 号「財産の取得について（追認）」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 7 3 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第9、議案第74号「財産の取得について（追認）」を議題といたします。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第74号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第10、議案第75号「財産の取得について（追認）」を議題といたします。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第75号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 以上で今臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和6年第4回大玉村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時07分）